

随意契約（相手方指定）調書

件名	遠隔手話通訳等サービス事業業務委託	5200216
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	5,214,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社プラスヴォイス (法人番号：4370001013159)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	遠隔手話通訳等サービス事業業務委託
指定業者 (案)	名称 株式会社プラスヴォイス 所在地 宮城県仙台市青葉区国分町国分町1丁目8番14号 仙台協立第2ビル8階 代表者 代表取締役 三浦 宏之
指定理由	<p>本件は、障害者福祉課窓口等において遠隔手話等サービスシステムを導入するとともに、本人所有のスマートフォン等の端末を利用した電話代行サービスの提供について委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 主管課において、同種サービスの提供業者について比較検討を行っているが、現在荒川区で提供している、電話代行サービス・スマートフォン等による遠隔手話通訳サービスを含む、サービス全てに対応可能な業者は、上記業者のみである。</p> <p>また、サービスの提供時間についても、比較業者の中で最長の時間帯で対応しており、かつ年中無休であることから、上記業者は利用者の利便性に最も適ったサービス体制を提供可能である。</p> <p>主管課において令和4年度の履行評価を行っているが、的確かつ安定的な履行がなされたことから、履行状況は良好であった。</p> <p>また、手話を用いたPR動画による使用方法の周知や、必要に応じたデモンストレーション等の実施等、利用者に寄り添ったサービスが提供されており、利用者からも好評を得ていることから、今後も円滑で確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)